

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	平成30年07月23日	京都市新庁舎整備事業に係る移転支援等業務委託	5,346,000	行財政局総務部庁舎管理課	SBSロジコム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
002	平成30年04月01日	平成30年度市庁舎案内業務	7,998,561	行財政局総務部庁舎管理課	アデコ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
003	平成30年04月01日	京都市役所公用車駐車場管理業務委託	39,459,981	行財政局総務部庁舎管理課	京都御池地下街株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
004	平成30年04月01日	市庁舎ガス吸収冷暖房機その他設備点検保守管理委託	26,641,543	行財政局総務部庁舎管理課	不二熱学サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
005	平成30年04月25日	ベスト御池地下駐車場一般定期券	8,910,000	行財政局総務部庁舎管理課	京都御池地下街株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
006	平成30年04月01日	財務会計システム保守等業務委託	44,228,160	行財政局総務部総務事務センター	平成30年度行政業務情報化財務会計システム保守等業務委託複数事業者連合体	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
007	平成30年04月01日	平成30年度総務事務センター関連システム保守業務	44,647,066	行財政局総務部総務事務センター	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
008	平成30年06月21日	人事給与システム派遣職員給与計算処理に係る改修(H30年度分)	38,750,400	行財政局総務部総務事務センター	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
009	平成30年04月01日	レジリエンス統括業務委託	15,000,000	行財政局防災危機管理室	藤田 裕之	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
010	平成30年04月01日	防災情報システム固定系無線保守業務委託	5,130,000	行財政局防災危機管理室	沖電気工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
011	平成30年04月01日	京都市版XRAIN雨量情報システムサポート業務委託	6,372,000	行財政局防災危機管理室	株式会社NJS	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
012	平成30年04月01日	気象観測システム保守業務委託	5,184,000	行財政局防災危機管理室	一般財団法人日本気象協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
013	平成30年07月17日	京都市災害時受援マニュアルの策定業務	5,540,400	行財政局防災危機管理室	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
014	平成30年08月24日	平成30年度京都市総合防災訓練に伴う会場設営委託	5,454,000	行財政局防災危機管理室	株式会社す屋吉	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
015	平成30年04月01日	京都市人事評価システム運用保守業務	7,506,000	行財政局人事部人事課	株式会社ケー・デー・シー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	
016	平成30年04月01日	平成30年度行政業務情報化人事給与システムの保守委託	25,201,800	行財政局人事部人事課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
017	平成30年04月01日	平成30年度京都市職員定期健康診断(人間ドック代替分)委託	予定総額 55,770,000	行財政局人事部人事課	京都市職員共済組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
018	平成30年04月01日	平成30年度京都市職員節目健康診断委託	予定総額 17,675,000	行財政局人事部人事課	京都市職員共済組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
019	平成30年04月01日	平成30年度人事異動後面談業務委託	予定総額 8,154,543	行財政局人事部人事課	一般財団法人京都工場保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
020	平成30年04月01日	平成30年度包括外部監査契約	18,474,048円を上限とする額	行財政局コンプライアンス推進室	人見 敏之	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
021	平成30年04月01日	京都市電子入札システム保守管理等業務委託	36,015,840	行財政局財政部契約課	平成30年度京都市電子入札システム保守管理業務複数事業者連合体	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
022	平成30年05月14日	平成30年度出水(2-3-1)都市再生地籍調査業務委託(2項委託)	4,190,400	行財政局資産活用推進室	公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
023	平成30年05月14日	平成30年度出水(2-4-1)都市再生地籍調査業務委託(2項委託)	4,730,400	行財政局資産活用推進室	公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
024	平成30年04月01日	京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおける運用支援業務	5,130,000	行財政局税務部税制課	京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおける運用支援業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
025	平成30年04月01日	電子申告審査システム等の運用管理に係る業務委託	5,080,320	行財政局税務部税制課	T I S株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
026	平成30年04月01日	京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守	16,848,000	行財政局税務部税制課	京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
027	平成30年05月21日	宿泊税制度の周知業務委託	15,641,147	行財政局税務部税制課	株式会社JR西日本コミュニケーションズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
028	平成30年06月08日	宿泊税の導入に伴う総合収納システム改修業務委託	8,971,020	行財政局税務部税制課	エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
029	平成30年06月29日	京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等賃貸借業務	289,300,410	行財政局税務部税制課	及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等賃貸借業務委託コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
030	平成30年06月29日	税務オンラインシステム端末機器・個人市・府民税課税支援システム端末機器のSEサポート業務委託	5,832,000	行財政局税務部税制課	平成30年度 税務オンラインシステム端末機器、個人市・府民税課税支援システム端末機器のSEサポート業務委託(平成30年7月～平成31年3月)コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
031	平成30年04月01日	平成30年度固定資産税課税支援システム管理ソフトウェアレンタル	34,237,944	行財政局税務部資産税課	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
032	平成30年04月01日	平成30年度固定資産税課税支援システムに係る保守管理業務	23,522,400	行財政局税務部資産税課	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
033	平成30年04月01日	平成30年度京都市固定資産税・都市計画税(土地・家屋)課税支援システムの再構築業務	37,119,600	行財政局税務部資産税課	「京都市固定資産税・都市計画税(土地・家屋)課税支援システムの再構築業務」コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
034	平成30年04月04日	平成30年度当初課税 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書の再作成等	28,309,678	行財政局税務部資産税課	トッパン・フォームズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
035	平成30年04月16日	平成33基準年度固定資産税(土地)評価替えに伴う路線価等付設業務委託(平成30年度)	32,250,960	行財政局税務部資産税課	大和不動産鑑定株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
036	平成30年07月31日	固定資産税(土地)に係る平成31年度の時点修正に関する業務委託	20,464,120	行財政局税務部資産税課	公益社団法人京都府不動産鑑定士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
037	平成30年04月01日	京都市滞納整理支援システムの環境移行に係る業務委託	89,964,000	行財政局税務部収納対策課	「京都市滞納整理支援システムの環境移行に係る業務委託」コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
038	平成30年04月01日	市税収納金に係る領収済通知書の電子データの作成及び加工等業務	予定 総額 53,294,553	行財政局市税事務所 納税室納税推進担当	エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
039	平成30年06月08日	京都市庁舎施設マネジメント計画推進のための構造躯体調査及び技術支援業務委託	22,572,000	行財政局資産活用推進室	株式会社環境総合テクノス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
040	平成30年07月20日	境界確定及び土地地積更正登記業務の委託(元宝が池公園用地)	7,506,000	行財政局資産活用推進室	公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
041	平成30年08月14日	境界確定及び地積更正登記業務(元植柳小学校跡地等)	3,978,720	行財政局資産活用推進室	公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
042	平成30年08月22日	大谷池浚渫工事	37,800,000	行財政局資産活用推進室	村井・光地域維持型建設共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
043	平成30年09月25日	京都市個人市・府民税課税支援システム等の新元号追加に伴う改修業務委託	5,375,462	行財政局税務部税制課	京都市個人市・府民税課税支援システム等の新元号追加に伴う改修業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
044	平成30年09月28日	京都市個人市・府民税課税支援システム等の税制改正（配偶者控除・配偶者特別控除見直し）に伴う改修業務委託	18,962,856	行財政局税務部税制課	京都市個人市・府民税課税支援システム等の税制改正（配偶者控除・配偶者特別控除見直し）に伴う改修業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市新庁舎整備事業に係る移転支援等業務委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
平成30年7月23日
- 4 履行期間
契約の日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都墨田区太平4丁目1番3号
SBSロジコム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,346,000円
- 7 契約内容
新庁舎整備事業に伴って必要となる平成31年度以降の執務室の移転実施に向けて、市民サービスや議会機能に支障を来たすことがないように、限られた期間で円滑に移転を遂行するために、過年度に取りまとめた配置計画等を基に、改めて現地調査を行って既存データを更新し、移転実施に当たっての課題を整理するとともに、移転の具体的な工程を検討・策定するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の性質上、本業務の受託者に対しては、自治体の行政運営や議会機能についての理解はもちろんのこと、現庁舎の状況を把握し、新庁舎整備事業の趣旨や新庁舎の将来像について十分に理解したうえで、複雑な移転計画を実行し得る具体的な工程を作成し、精緻な計画を作成するために効果的な提案を行う能力が求められる。
そのため、本業務の目的を達成するために、価格のみで業者が選定される競争入札方式ではなく、受託者の能力を図り、最適な受託者を選定するプロポーザル方式により受託者を選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
応募者から提出された書類を基に審査を行った結果、最も評価が高かったため、SBSロジコム株式会社を受託候補者として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度市庁舎案内業務
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町612番地 四条烏丸ビル6F
アデコ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7,998,561円
- 7 契約内容
平成30年度市庁舎案内業務委託（本庁舎及び北庁舎）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件業務は市役所の顔とも言うべき性格を有するものであり、市政運営上、片時の停滞も許されない極めて重要な業務であることを十分理解し、親切・丁寧な対応は言うまでもなく、国際的観光都市京都を自覚した上で、受託前における業務習熟のための研修や、習熟するまでの間の十分な態勢の確保など、受託業務を円滑に遂行できるよう、万全の体制で対応しなければならないものである。本契約の目的を、より効果的かつ効率的に達成するためには、価格以上に、これら要素を勘案し、契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
指名型プロポーザル方式により参加資格を満たす業者にヒアリングを実施し、提出資料の分析等多様な視点から審査を行った結果、最も評価が高かったため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市公用車駐車場管理業務委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区御池通寺町東入下本能寺前町492番地の1
京都御池地下街株式会社
- 6 契約金額（税込み）
39,459,981円
- 7 契約内容
平成30年度京都市公用車駐車場の管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市の公用駐車場は、市庁舎整備の進捗に伴い、京都御池地下街株式会社が運営する、市役所至近の京都市御池駐車場の一部を使用している。したがって、同駐車場の出入口、ゲート、泡消火設備等の構造物、設備機器類を共同使用しており、一体として適切に管理を行わないと管理責任の区分が不明確になるおそれがあるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市御池駐車場と、その一部である京都市公用車駐車場を一体的に管理できるのは、京都市御池駐車場の指定管理者である京都御池地下街株式会社のみであるため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市庁舎ガス吸収冷暖房機その他設備点検保守管理委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区西院六反田町31番地2
不二熱学サービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
26,641,543円
- 7 契約内容
平成30年度市庁舎ガス吸収式冷暖房機その他設備点検保守管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
三菱重工業（株）製である当該機器の保守管理は、同社認定技術員のみが行うことができ、不二熱学サービス（株）は同社サービス代行店として推奨も受けている。
当該機器は不二熱学サービス（株）が納入時から様々な特別仕様を加えているため、不二熱学サービス（株）以外では、当該機器保守管理を行うことができないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ゼスト御池地下駐車場一般定期券
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
平成30年4月25日
- 4 履行期間
平成30年4月25日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都御池地下街株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,910,000円
- 7 契約内容
ゼスト御池地下駐車場一般定期券の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市庁舎整備の進捗に伴う、公用車の代替駐車場については、公用車の中に市長車や議長車等も含まれており、円滑な業務運営のため、可能な限り市役所に近い場所が望ましく、車両の美化の観点から屋根付きの駐車場である必要がある。
上記条件を満たす駐車場はゼスト御池地下駐車場のみであることから、当該駐車場の維持管理を行っている京都御池地下街株式会社でなければ定期券の発行ができないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度財務会計システム保守等業務委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務事務センター
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1
平成30年度行政業務情報化財務会計システム保守等業務委託複数事業者連合体
代表者 富士通株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
44,228,160円
- 7 契約内容
予算・収入・支出・決算等を行うための財務会計システムについての運用，保守等を行う。（運用管理保守業務，システム改修・保守業務，端末操作研修，システム関係問い合わせ対応，改善報告）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
以下の理由により，特殊な技術に係る特定役務の調達であり契約の相手方が特定されることから，上記委託先を相手方として随意契約を締結することとする。
財務会計システムは，本市が財務会計事務を行う上での基幹となるシステムであるから，常時稼動が前提で，かつ，長時間の中断が許されない。処理の遅延による影響が大きく，長時間のシステム停止が許されないことから，本委託業務については，現在稼動中の財務会計システムの運用に支障を生じさせず，システムの改修や障害復旧作業を行うことを可能とする特殊技術が必要である。
従って，障害が生じた際の復旧作業においては，障害がハードウェアに起因するものか，アプリケーションに起因するものか，OSに起因するものか，ミドルウェア（富士通製 Interstage）に起因するものか等について，迅速で正確な判断を行ったうえで有効な対策を行う必要がある。
また，不具合，ユーザーの要望，制度変更等によるプログラムの修正や機能追加等を行う際には，対象となるプログラムの構造だけでなく，他の関連プログラムの構造を理解し，その影響について正確な判断を行った上で短期間に実施する必要があるため，判断の誤りや修正作業の遅延は，本市事務に重大な支障をきたす結果となり，契約を履行できるものが限られている。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
□地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

財務会計システムの当初開発は平成13年度に富士通株式会社と契約したものであり、この開発時において本改修委託に関連する部分については、再委託業者として株式会社さくらケーシーエス（ソフトウェアの一部の開発）及び株式会社イメージ（旧名都築通信技術株式会社、ハードウェアの開発）並びに富士通エフ・オー・エム株式会社（旧名 富士通オフィス機器株式会社、ソフトウェアの一部の開発）が携わったところである。

財務会計システムの設計開発に係る情報については、システムの不正な改ざん等を防止する目的から非公開としているので、以上のようなシステムの障害復旧、修正、追加等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを設計開発し、プログラム作成を行った富士通株式会社ほかのみが有しており、他の業者では実施することが不可能なため、平成30年度行政業務情報化財務会計システム保守等業務委託複数事業者連合体 代表者 富士通株式会社京都支社を契約の相手方とするものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度総務事務センター関連システム保守業務
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務事務センター
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
44,647,066円
- 7 契約内容
庶務事務システムの保守業務及び障害対応
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
庶務事務システムは、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、日本電気株式会社が従前から権利を有する部分に関する著作権については、同社に帰属している。
本件委託の内容には、同社に著作権が帰属している部分についての業務が多く含まれており、庶務事務システムの保守業務及び障害対応を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを設計開発し、一部著作権が帰属する日本電気株式会社のみが有しており、他の業者では保守業務を行うことは不可能である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人事給与システム派遣職員給与計算処理に係る改修について（H30年度分）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務事務センター
- 3 契約締結日
平成30年6月21日
- 4 履行期間
平成30年6月21日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
38,750,400円
- 7 契約内容
現在職員が手作業で処理している業務をシステム化するため、人事給与システムを改修する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
人事給与システムは、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、日本電気株式会社が従前から権利を有する部分に関する著作権については、同社に帰属している。
本件委託の内容には、同社に著作権が帰属している部分についてのシステム改修が多く含まれており、人事給与システムの改修を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを設計開発し、一部著作権が帰属する日本電気株式会社のみが有しており、他の業者ではシステムを改修することは不可能である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名
レジリエンス統括業務委託

2 担当所属名
行財政局防災危機管理室

3 契約締結日
平成30年4月1日

4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区檜原庭井9-21
藤田 裕之

6 契約金額（税込み）
15,000,000円

7 契約内容

レジリエント・シティ京都市統括監（CRO）として、京都市レジリエンス戦略の策定及び実行の指揮、監督、評価及び見直し、市長、副市長への助言及び報告、都市レジリエンスに関係する庁内外の関係者、関係都市との連携、市民への周知など、本市のレジリエンス構築に向けた取組を統括する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

CROの候補者の選定に当たっては、本市の外部からの公募等による選定、本市職員からの選定も選択肢としてあるが、ロックフェラー財団「100のレジリエント・シティ」（以下、「100RC」という）との協議において、外部の人材をCROに任命した他の選定都市では、行政内部の協力関係構築や意思疎通に課題が生じるなど、円滑に機能していないケースもあることが明らかにされた。このため、公募等による場合は、委託業務の遂行に必要な知識、能力等を有しない者の参加を前提とせざるを得ず、所要の期限内に履行期限を設定するときは所要の成果を求めることができないことから、本市にとって不利となると考えられる。このことを踏まえ、CROの候補者はOBを含む本市職員の中から選定することとなった。

その結果、京都市副市長、右京区長、教育委員会事務局生涯学習部長等を歴任し、都市レジリエンスに関係が深い防災、地域コミュニティ活性化、福祉、教育、文化遺産の保全等に係る業務経験が豊富である藤田裕之氏が、契約履行に必要な知識、能力等を既に有していることから、この者と契約を締結する場合は所要の期限内で所要の成果を得て履行を完了する見込みがあると判断され、本市のCRO候補者として選任された。

その後、平成29年3月21日に実施された、100RCによる候補者インタビューにおいても、

藤田裕之氏は適正を認められ、CROに就任することを承認されたことから、平成29年4月1日に、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約を行い、同氏がCROに就任した。

CROの任期は、「レジリエント・シティ京都市統括監設置要綱」により平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間と定められていることから、平成30年度も引き続きレジリエンス統括業務を委託することがあらかじめ予定されているものである。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
防災情報システム固定系無線保守業務委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町577番地2
沖電気工業株式会社京都支店
- 6 契約金額（税込み）
5,130,000円
- 7 契約内容
固定系無線設備が有する機能及び電気通信等関係法令に定める基準値等の維持並びに設備機器の障害等による機能停止を未然に防止するために必要なハードウェア及びソフトウェアの機能点検、障害発生時における応急復旧等運用体制を確保するための調整及び修理等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約で、保守業務を委託する防災情報システム固定系無線については、沖電気工業株式会社が開発しており、無線機器及び制御プログラム等については一般に公開していないことから、他の業者が保守業務を行うことは不可能である。
このため、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市版XRAIN雨量情報システムサポート業務委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府宮津市文殊179番地1
株式会社NJS 京都出張所
- 6 契約金額（税込み）
6,372,000円
- 7 契約内容
システムが有する機能の維持及び設備機器の障害等による機能停止を未然に防止するために必要なハードウェア及びソフトウェアの機能点検、障害発生時における原因調査及び応急復旧等、システムの適正な運用体制を確保するための調整、設定及び修理等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市版XRAINシステムとは、近畿地方整備局から提供されるXバンドMPレーダによる解析雨量（以下「XRAIN雨量データ」という）を加工し、きめ細やかな雨量情報（250mメッシュ）をリアルタイムで市民に対して提供するとともに、避難勧告等を発令する指標となる基準雨量情報を市職員に提供するためのシステムである。
当該システムについては、株式会社NJSが設計、構築したもので、同システムプログラム等については一般に公開していないことから、他の業者が保守業務を行うことは不可能である。本契約は同社でなければ業務を履行できないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
気象観測システム保守業務委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区南船場二丁目3番2号
一般財団法人日本気象協会関西支社
- 6 契約金額（税込み）
5,184,000円
- 7 契約内容
システムが有する機能の維持及び設備機器の障害等による機能停止を未然に防止するために必要なハードウェア及びソフトウェアの機能点検、障害発生時における原因調査及び応急復旧等、システムの適正な運用体制を確保するための調整、設定及び修理等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
気象観測システムとは、本市が設置している市内38箇所の雨量計、同7箇所の風向風速計、データ送信装置、消防局本部の気象データ収集装置からなるシステムで、台風や大雨等による災害時に避難勧告等を発令するためなどに活用するシステムである。
当該システムについては、一般財団法人日本気象協会が設計、構築したもので、同システムプログラム及びデータベース構造等については一般に公開していないことから、他の業者が保守業務を行うことは不可能である。本契約は同社でなければ業務を履行できないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市災害時受援マニュアルの策定業務
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
平成30年7月17日
- 4 履行期間
平成30年7月17日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区梅田2丁目5番25号
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社大阪
- 6 契約金額（税込み）
5,540,400円
- 7 契約内容
大規模災害発生時の応援要請や応援受入の体制・手順等を定めた京都市災害時受援マニュアルを策定する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市受援マニュアルの策定に当たっては、効果的かつ実効性のある実施が求められるため、受託候補者の選定については、価格による競争性の確保を図るとともに、提案能力や企画・運営能力等についても選定の判断材料とする必要性があることから、公募型プロポーザル方式により、最も評価が高かったものを委託業者として選定する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市総合防災訓練に伴う会場設営委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
平成30年8月24日
- 4 履行期間
平成30年8月25日から平成30年9月1日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区紫竹東栗栖町15
株式会社す屋吉
- 6 契約金額（税込み）
5,454,000円
- 7 契約内容
平成30年度京都市総合防災訓練に係る会場の設営を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市総合防災訓練について、今年度は右京区で実施することから、区役所等と連携しながら、地域住民や防災関係機関等と調整のうえ、訓練内容及び仕様書の検討、入札準備等を進めてきた。ところが、7月5日～8日にかけての大雨により、訓練実施会場である桂川運動公園が全面冠水し、河川管理者である国土交通省や、公園を管理運営しているNPO団体との間で、訓練当日の使用の可否について調整が必要となったことに加え、冠水等により使用可能範囲が限られたことで、当初想定していた訓練内容や設備配置などの変更を検討せざるを得なく、当検討についても地元住民からの多様な意見があったことから、協議に多大な時間を要した。

また、京北地区で実施する自衛隊による物資搬送や北桑田高校森林リサーチ科によるドローンを用いた状況確認訓練を実施するに当たり、前例がなかったことや、大雨による道路の通行規制が一部あったこと、自衛隊にあっては7月豪雨の被災地への災害派遣業務の終了時期が未定であり訓練参加自体が不確定な状態であったなどから、当訓練内容の調整にも時間を要した。

更に、今年度は訓練の実施会場が複数あることから必要な地元調整が非常に多く、訓練参加関係機関（約70機関）がそれぞれ長期間にわたり、大阪北部地震や7月豪雨に係る災害対応を行っていたことから、協議が難航した。

以上のことから、参加人員、必要資機材など訓練内容等に応じた設営委託に係る仕様書が8月上旬まで定まらなかったため、入札に必要な期間を確保することができず、入札を実施できなかった。

市総合防災訓練は、毎年防災週間中（8月30日～9月5日）の土曜日又は日曜日に実施するこ

ととしており、今年度については9月1日に実施することを年度当初に決定し、関係機関等との調整や広報発表等を既に行っている。実施を遅らせることは、関係機関等に多大な損害を与えるばかりか、市民へも混乱を生じさせることになることにつながるため、当初の予定どおり9月1日に実施する必要がある。

以上のことから、緊急的に契約する必要があるため、3者による見積り合わせにおいて最も低廉な金額を提示した株式会社す屋吉と、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市人事評価システム運用保守業務
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区虎ノ門4-2-12
株式会社ケー・デー・シー
- 6 契約金額（税込み）
7,506,000円
- 7 契約内容
京都市人事評価システムにおける運用保守業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市人事評価システムについては、平成25年度に実施した公募型プロポーザルにより選定された株式会社ケー・デー・シーの保有するパッケージソフトウェアを、本市制度向けにカスタマイズしたものである。
当該システムの保守・運用管理に当たっては、実施事業者はプログラムの内部情報等を十分に把握しておく必要があるが、当該システムの知的財産権は同社が有しており、その情報は非公開となっているため、当該システムの運用保守業務を迅速かつ正確に実施できる技術は、当該システムを設計開発し、知的財産権を有している同社のみが有しており、他の業者では保守業務を行うことは不可能である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
行政業務情報化人事給与システム保守委託契約
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
コンソーシアム代表者 日本電気株式会社 代表者京都支社長 小林 洋志
- 6 契約金額（税込み）
25,201,800円
- 7 契約内容
京都市人事給与システムの保守運用管理

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

「行政業務情報化人事給与システム」は、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、同システムに含まれる一部の既存のプログラムプロダクト（プログラムの部品）については、同社が著作権を持っており、本市は使用権のみを与えられているに過ぎない。これらのプログラムプロダクトの中には、データ変換等システムの稼動に必要なツール、サーバ運用に必要なツール及び端末側における処理に必要なツールが含まれており、同システムの維持・保守に際していずれも必須となるものである。これらについて、日本電気株式会社は、本市から第三者への使用権の譲渡及び貸借を認めないため、同社以外が既存の機能を損なうことなく維持・保守を行うことは不可能である。

また、同システムは、統括管理部門を日本電気株式会社が担当する一方、システム運用・保守業務については、NEC ソリューションイノベータ株式会社が担当し、分担して受託業務の履行を行っているため、双方と契約を行うために、日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムに本業務を委託する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市職員定期健康診断（人間ドック代替分）委託
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区寺町御池上る上本能寺町488番地
京都市職員共済組合
- 6 契約金額（税込み）
55,770,000円
- 7 契約内容
京都市職員定期健康診断（人間ドック代替分）に係る業務の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
以下の理由により、京都市職員共済組合（以下「共済組合」という。）と契約を締結する。
(1) 定期健康診断（人間ドック代替分）の受診率向上の観点において、職員の勤務地や居住地に近い健診機関を選択できるなど、希望する健診機関で受診できることが重要であり、共済組合は、29の健診機関と人間ドックの委託契約を締結しており、これほど多くの健診機関と提携し得るところは共済組合をおいてほかにない。
(2) 共済組合は、組合員である人間ドック受診者に対して受診費用を補助しており、本人負担が少額で済むことから、本市職員が人間ドックを受診する際は、同事業を利用することが通常である（京都市が定期健診（人間ドック代替分）に係る業務を共済組合以外に委託した場合、本市職員は共済組合の補助を受けられない。）。
上記の理由により、受診者を減少させることなく、定期健診（人間ドック代替分）を実施するための委託先は、共済組合以外にない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市職員節目健康診断委託
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区寺町御池上る上本能寺町488番地
京都市職員共済組合
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 17,675,000円
- 7 契約内容
京都市職員節目健康診断に係る業務の実施（35歳，45歳，55歳及び59歳）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
以下の理由により，京都市職員共済組合（以下「共済組合」という。）と契約を締結する。
(1) 節目健診の受診率向上の観点において，職員の勤務地や居住地に近い健診機関を選択できるなど，希望する健診機関で受診できることが重要であり，共済組合は，29の健診機関と人間ドックの委託契約を締結しており，これほど多くの健診機関と提携し得るところは共済組合においてほかにない。
(2) 共済組合は，組合員である節目健診受診者に対して受診費用を補助しており，本人負担はないことから，本市職員が節目健診を受診する際は，同事業を利用することが通常である（京都市が節目健診に係る業務を共済組合以外に委託した場合，本市職員は共済組合の補助を受けられない。）。
上記の理由により，受診者を減少させることなく，節目健診を実施するための委託先は，共済組合以外にない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度人事異動後面談業務委託
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京北壺井町67番地
一般財団法人 京都工場保健会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 8,154,543円
- 7 契約内容
職場環境が大きく変わる人事異動後等の職員を対象とした面談の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
人事異動後面談は、職場環境が大きく変わる人事異動後等の時期をとらえ、メンタルヘルスケアの専門家による面談を実施し、セルフケア意識の向上を図るとともに、メンタルヘルスに不調をきたしている職員への早期対応に繋げることを目的としている。
そのため、業務の実施に当たり、信頼できる実施体制が確立され、本市と継続的に密に連携できる体制であること。業務を実施するカウンセラーについては、臨床心理士等の資格を有する高度な専門知識を有すると同時に、職場環境等の実情に対する理解力を有した経験豊富な者でなければならない。したがって、人事異動後面談業務については、価格競争である競争入札に適さず、①カウンセリング業務委託の実績、②実施体制、③カウンセリング能力について評価・審査できる、公募型プロポーザル方式にて契約の相手方を選定する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
平成30年度人事異動後面談業務について、公募型プロポーザル方式にて書類の提出を求めたところ、一般財団法人京都工場保健会から提出を受け、健康管理医業務等受託候補者選定要綱に基づき、審査を行った結果、当該業者を選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度包括外部監査契約
- 2 担当所属名
行財政局コンプライアンス推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区下鴨東岸本町10番地1
人見 敏之
- 6 契約金額（税込み）
18,474,048円を上限とする額
- 7 契約内容
監査を行い、監査の結果に関する報告を提出する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
包括外部監査契約については、地方自治法により、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有し、且つ公認会計士や税理士等の特定の資格を有する者に契約の相手方が限定され、あらかじめ監査委員の意見を聴いたうえで、議会の議決を経て契約を締結しており、価格のみにより相手方を選定する競争入札には適さないため、随意契約により契約を締結している。
契約の相手方の選定にあたっては、関係団体（当該契約にあたっては、日本公認会計士協会京滋会）に複数の候補者の推薦を依頼し、選考を行い決定している。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市電子入札システム保守管理業務委託
- 2 担当所属名
行財政局財政部契約課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1
平成30年度京都市電子入札システム保守管理業務複数事業者連合体
代表者 富士通株式会社京都支社
- 6 契約金額（税込み）
金36,015,840円
- 7 契約内容
電子入札システム一式の運用保守業務，システム改修保守業務，プロジェクト管理，オンサイトヘルプデスク業務，来庁入札システム保守及び障害時対応
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務委託は，次に掲げる理由により，契約の相手方が特定されるため，その性質又は目的が競争入札に適しておらず，地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当することから，平成30年度京都市電子入札システム機器等保守管理業務複数事業者連合体 代表者 富士通株式会社と随意契約を締結するものとします。

 - (1) 運用保守業務
運用保守業務の対象は，本市の電子入札システムのために開発したソフトウェア及び機器である。電子入札システムのソフトウェアは，システムの標準化を図る目的で，「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」により開発された電子入札コアシステムを基に，本市財務会計システムと一体のものとして構築され，システム開発業者が独自に開発したもので，開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されている。したがって，これらのすべてのシステムに熟知していなければ，運用保守業務を履行することができず，業務の履行が可能な者は，電子入札システムの開発業者である富士通株式会社他に限られる。
 - (2) システム改修・保守業務
システム改修・保守業務の対象は，運用保守業務の対象と同一である本市の電子入札システムのために開発したソフトウェアである。本業務は，これらのソフトウェア等の改修作業を行

わせるものである。したがって、業務の履行のためには、運用保守業務の履行の場合と同様に、現行のソフトウェア等に関する詳細な技術情報が必要となる。これらのソフトウェア等は、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されている。したがって、これらのすべてのシステムに熟知していなければ、システム改修・保守業務を履行することができず、業務の履行が可能な者は、電子入札システムの開発業者である富士通株式会社他に限られる。

(3) オンサイトヘルプデスク業務

オンサイトヘルプデスク業務については、運用保守業務の対象範囲、システム改修・保守の対象範囲の両方を含んでおり、トラブルの発生時には全システムの動作に関する詳細な知識が必要とされる。これらのシステム全般に関する知識を最も豊富に有しているのは、電子入札システムの開発業者である富士通株式会社他である。

(4) 来庁システム保守

来庁システム保守の対象は、本市の電子入札システムに参加するための専用端末を利用するために開発したソフトウェアである。来庁入札システムのソフトウェアは、「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」により開発された電子入札コアシステムを基に、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されている。したがって、これらのすべてのシステムに熟知していなければ、保守業務を履行することができず、業務の履行が可能な者は、来庁システムの開発業者である富士通株式会社他に限られる。

(5) 障害時対応

システムにおける障害の発生時には、障害の状況の把握、原因の分析、原因箇所の特定、対処方法の案出、障害復旧作業の実施を行うこととなる。電子入札システムは本市財務会計システムと一体のものとして構築されており、障害の原因の分析及び原因箇所の特定の際には、財務会計システムに関する詳細な知識又は技術情報が必要となる。本市財務会計システムに関する詳細な技術情報は、財務会計システムの開発業者である富士通株式会社他のみが有しているため、最も迅速、かつ正確に原因分析を行うことができるのは、電子入札システム及び財務会計システムの両方の開発業者である富士通株式会社他である。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 1 号
 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度出水（2-3-1）都市再生地籍調査業務委託（2項委託）
- 2 担当所属名
行財政局資産活用推進室
- 3 契約締結日
平成30年5月14日
- 4 履行期間
平成30年5月15日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額（税込み）
4,190,400円
- 7 契約内容
国土調査法第2条第5項に規定する地籍調査事業について、平成24年度実施の官民境界等先行調査に引き続き一筆地調査（E工程）を実施するものである。同法第10条第2項に基づいて業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）については、
 - ① 土地家屋調査士法第63条の規定により官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、多数の土地家屋調査士が所属しているため当該業務を確実に履行できる。
 - ② 本市の地籍調査事業における一筆地調査業務を唯一経験している事業者であり、これまでから出水地区内で3地域の一筆地調査を実施し、調査に必要な知識や能力を十分に有し、現地の特性を把握し、土地所有者との信頼関係を構築している。また、実際の業務で発生しうる課題や地域特性等にも精通していることから、当該事業を円滑に履行できる
 - ③ 出水地区は土地が細分化され、家屋が連担している密集市街地であることから、土地所有者との境界確認に係る業務を迅速に実施することが求められるが、出水地区周辺における過去の実績があり、当該業務をスムーズに実施することが出来る。

以上のことから、地方自治法施行令167条の2第1項第6号により公嘱協会と随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度出水（2-4-1）都市再生地籍調査業務委託（2項委託）
- 2 担当所属名
行財政局資産活用推進室
- 3 契約締結日
平成30年5月14日
- 4 履行期間
平成30年5月15日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額（税込み）
4,730,400円
- 7 契約内容
国土調査法第2条第5項に規定する地籍調査事業について、平成24年度実施の官民境界等先行調査に引き続き一筆地調査（E工程）を実施するものである。同法第10条第2項に基づいて業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）については、
 - ① 土地家屋調査士法第63条の規定により官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、多数の土地家屋調査士が所属しているため当該業務を確実に履行できる。
 - ② 本市の地籍調査事業における一筆地調査業務を唯一経験している事業者であり、これまでから出水地区内で3地域の一筆地調査を実施し、調査に必要な知識や能力を十分に有し、現地の特性を把握し、土地所有者との信頼関係を構築している。また、実際の業務で発生しうる課題や地域特性等にも精通していることから、当該事業を円滑に履行できる
 - ③ 出水地区は土地が細分化され、家屋が連担している密集市街地であることから、土地所有者との境界確認に係る業務を迅速に実施することが求められるが、出水地区周辺における過去の実績があり、当該業務をスムーズに実施することが出来る。

以上のことから、地方自治法施行令167条の2第1項第6号により公嘱協会と随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおける運用支援業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおける
運用支援業務コンソーシアム
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,130,000円
- 7 契約内容
京都市個人市・府民税課税支援システム（以下、同システムという。）に係るデータ処理、
各種設定業務等の運用支援業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
 - (1) バッチ処理や実行タスク等のスケジュール管理については、連携する基幹システムの運用について把握していることが必要であり、基幹システムの製造、運用管理を実施している当社の実績が必要であるため。
 - (2) 同システムに係る運用業務を実施するにあたり、アプリケーションの稼働内容を熟知していることが必要であり、平成25年4月からは当コンソーシアムが保守を実施している。そのため、現時点では当社のみが保守経験があり対応が可能であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電子申告審査システム等の運用管理に係る業務委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区堂島浜1-2-1
T I S株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,080,320円
- 7 契約内容
T I S株式会社が管理運用するサーバを、京都市が地方税電子申告システムの審査サーバとして利用するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
見積合わせの結果、T I S株式会社の見積価格が、他のシステム開発運用業者の見積価格に比べて著しく安価であったため。
尚、地方税電子申告システムを一律に管理する社団法人地方税電子化協議会により、審査サーバの提供についてはシステム開発運用業者としての要件を充たした登録が必要であり、現在登録されている8社のうち2社から見積りの返答があったもの。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守

2 担当所属名

行財政局税務部税制課

3 契約締結日

平成30年4月1日

4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条烏丸東入ル長刀鉾町8

京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守コンソーシアム

代表 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

16,848,000円

7 契約内容

京都市個人市・府民税課税支援システム（以下、本システムという。）とは、データ又は書面により提出された課税資料を各個人別に名寄せ、管理するシステムであり、国税連携データ管理システムは国税庁からの確定申告データを管理し課税支援システムに連携させるシステムである。

本システムは、現在税務関連部署において個人市民税賦課の根拠資料を統合、管理しているものであり、本市が課税事務を適法かつ適正に執行するためには、システムの安定稼働が不可欠の条件となることから、その安定稼働を確保するため、保守管理契約を締結する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本システムは費用削減の観点から京都市職員により内製化の上開発されており、開発業者による保守が期待できないことから、平成24年9月にシステムの概要把握を含めて保守入札を実施し日本電気株式会社が落札した。落札後、開発者である市職員の指導のもと保守を実施し、本システムへの習熟度を高めた。その後、開発者である市職員の異動後1年間独自にシステムを解析し保守を実施している。その為、現時点保守業務を履行できるのは当社のみであり、他業者への委託を実施する場合、日本電気株式会社に他業者への技術移転を別契約の上実施するほかなく、保守に関して二重契約を実施する必要があるため、日本電気株式会社への随意契約を実施する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
宿泊税制度の周知業務委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
平成30年5月21日
- 4 履行期間
平成30年5月31日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区塩小路通烏丸西入ル東塩小路町614 新京都センタービル8F
株式会社JR西日本コミュニケーションズ
- 6 契約金額（税込み）
15,641,147円
- 7 契約内容
宿泊税が30年10月1日に施行されることに伴い、宿泊事業者説明用広報物の作成や宿泊税制度に関する市民及び入洛客向けのポスターの作成及び主要鉄道駅への掲示、宿泊税ポータルサイトの作成等について業務委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
宿泊税制度への正しい理解、かつ、仕様書に記載する以外の業務も含めた積極的な提案の有無により、周知効果に顕著な差異が生じると考えられる。このような業務の性質及び目的から、競争入札に適しないため、公募型プロポーザルを実施し、随意契約により契約の相手方を選定したものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
宿泊税の導入に伴う総合収納システム改修業務委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
平成30年6月8日
- 4 履行期間
平成30年6月8日から平成30年10月25日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
愛知県北名古屋市鹿田3962番地2
エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,971,020円
- 7 契約内容
宿泊税が30年10月1日に施行されることに伴い、領収済通知書の内容を収録したデータの作成及び収納金の照合を行うに当たって必要な機能を追加するため、総合収納システムの改修業務委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市税に係る領収済通知書の内容を収録したデータの作成及びそれらの内容と指定金融機関である三菱UFJ銀行で集計される収納金との照合については、エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式が保有する総合収納システムを用いて処理している。
宿泊税の導入に伴い、同税を処理することができるよう総合収納システムを改修する必要があるが、同システムの改修を行うことができるのは、同システムを保有するエム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式一社であるため、同社を相手方として、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等賃貸借業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
平成30年6月29日
- 4 履行期間
平成30年7月1日から平成32年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等賃貸借業務委託コンソーシアム
代表 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
289,300,410円
- 7 契約内容
京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システムを操作する端末機器等については、平成24年7月から賃借を行っているが、耐用年数が5年以上経過しているため、端末機器等を更新するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市において汎用電子計算機を用いて電算処理を行っている情報処理システムは、日本電気株式会社製大型汎用電子計算機「ACOSシステム」の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われており、各種機能を動作実績のない機器に接続して使用し、各種機能が正常に動作しなければ、システム全体の稼動に支障が生じ、ひいては市民サービス業務である、課税及び納税業務、各種税証明書発行、通知書発行等が停止するなど、市民生活に多大な影響を与える。

このような事態を避けるためには、今回調達する各機器及びソフトウェアにおいて動作検証を行う必要があるが、検証の結果、正しく動作しない場合には、調達した各機器に問題があるのか、別に委託する各機器へのソフトウェアインストール等設定作業に問題があるのか調査を行う必要が生じ、問題の究明に時間を要するのみならず、問題の究明後に再調達、再設定、あるいはACOSシステムの改修が必要となり、これらには多大な費用と時間がかかることとなる。

よって、ACOSシステムの機能の一部である「税務オンラインシステム」及び「税務オ

ンラインシステム」と端末を共用して使用する「京都市個人市・府民税課税支援システム」を確実に動作させるためには、動作実績のある各機器及びソフトウェアを調達する必要がある。調達業者にはACOSシステムに関する専門的知識・技術が求められる。

また、システムの安定稼働を確保するためには、動作実績のある各機器及びソフトウェアの賃借だけではなく、これらの機器に精通した技術者によるシステム環境機能維持（運用支援、障害対応、予防保守等）を包括したリース契約を締結する必要がある。

当コンソーシアムは、

①ACOSシステムを構築している「ホストコンピュータACOS機器一式」についても調達しており、ACOSシステムに対しての理解度が高い。

②ACOSの製造元である日本電気株式会社と、同社から技術情報等の提供をうけており、調達機器に係る保守業務を履行するにあたり必要となる詳細な技術情報や高度な専門技術及び知識をもつNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社等で構成されており、当システムの環境機能維持についての理解度が高い

以上のことから、「京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等賃貸借業務委託コンソーシアム」と随意契約を行うこととする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
税務オンラインシステム端末機器・個人市・府民税課税支援システム端末機器のS Eサポート業務委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
平成30年6月29日
- 4 履行期間
平成30年7月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条烏丸東入ル長刀鉾町8
平成30年度 税務オンラインシステム端末機器，個人市・府民税課税支援システム端末機器のS Eサポート業務委託（平成30年7月～平成31年3月）コンソーシアム
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5, 832, 000円
- 7 契約内容
京都市税務オンラインシステム端末機器及び個人市・府民税課税支援システム端末機器の障害発生時に調査を行い，復旧に向けた対処を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
税務オンラインシステムの画面定義は日本電気株式会社製エミュレーターソフト（ETOS J X）により行っている。
このETOS J Xの動作保証は日本電気株式会社製の機器に限られているため，日本電気株式会社製の機器を使用しており端末機器の障害が発生した場合には，総合的にかつ迅速に対応できるのは日本電気株式会社である。
また，本市セキュリティポリシーに関する各種設定を情報化推進室では日本電気株式会社に委託しており，端末への設定等は日本電気株式会社のS Eでなければできない状況となっている。
一方，個人市・府民税課税支援システムは税務オンラインシステムと端末を共有しているため，個人市・府民税課税支援システムが要因となり端末機器に障害が発生した場合は，業務に支障が生じないように，日本電気株式会社と，個人市・府民税課税支援システムの保守管理をしており，かつ税務オンラインシステムを習熟しているNECソリューションイノベータが連携することにより迅速に対応する必要がある。
以上の理由から，日本電気株式会社への随意契約を実施する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度固定資産税課税支援システム管理ソフトウェアレンタル
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都大田区蒲田5丁目37番1号
ニッセイ情報テクノロジー株式会社
- 6 契約金額（税込み）
34,237,944円
- 7 契約内容
固定資産評価及び固定資産税賦課業務を行うに当たり、ニッセイ情報テクノロジー株式会社（以下「同社」という。）が開発した「固定資産税課税支援システム管理ソフトウェア」（以下「管理ソフトウェア」という。）の提供を受けるもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
管理ソフトウェアは、同社の地図情報管理ソフトウェアに対し、本市の固定資産（土地）評価及び固定資産（土地・家屋）の異動情報管理に係る機能を追加した本市専用の業務システム管理ソフトウェアであり、本市は、その開発を同社に委託し、これによりシステムの運用を行っている。
管理ソフトウェアについては、同社以外に供給し得ず、また、同社は同ソフトウェアを広く販売していないことから、競争入札により、同ソフトウェアを供給することができる業者を他に選定することができないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度固定資産税課税支援システムに係る保守管理業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都大田区蒲田5丁目37番1号
ニッセイ情報テクノロジー株式会社
- 6 契約金額（税込み）
23,522,400円
- 7 契約内容
固定資産税課税支援システムの運用を行うに当たり、ニッセイ情報テクノロジー株式会社（以下「同社」という。）が構築した「固定資産税課税支援システム管理ソフトウェア」（以下「管理ソフトウェア」という。）を同社からレンタルしていることから、同社にシステム（ハードウェアを除く。）の保守管理を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市の固定資産（土地）評価及び固定資産（土地・家屋）の異動情報管理に係る業務については、同社に開発を委託した管理ソフトウェアによりシステムの運用を行っている。
本システムについては同社以外に適切に保守を行うことができず、また、本システムは日々の業務に使用しており、万一、不測の事態が生じた場合、早急に原因の究明及び復旧する必要がある。
これを実施することができるのは管理ソフトウェアの開発業者である同社のみであることから、競争入札により受託業者を選定することができないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムの再構築業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月2日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムの再構築業務」コンソーシアム
コンソーシアム代表 岡山市南区豊成二丁目7番16号
株式会社両備システムズ
- 6 契約金額（税込み）
37,119,600円
- 7 契約内容
固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の評価事務及び賦課事務において利用するシステムについて、仕様書及びプロポーザル時に提出された企画提案書等に定める機能及び条件等を満たすシステムを構築する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務については、平成29年度の公募型プロポーザルにおいて選定したコンソーシアム構成企業各社が著作権を有する各システムを本市用に統合的に構築するものであり、本業務を履行することができるのは同コンソーシアムのみであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度当初課税 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書の再作成等
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
平成30年4月4日
- 4 履行期間
平成30年4月4日から平成30年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通三条下る饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル6階
トッパン・フォームズ株式会社関西事業部第一営業本部京都営業所
- 6 契約金額（税込み）
28,309,678円
- 7 契約内容
平成30年度当初課税固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書等を直ちに再作成する必要があることが判明したことから、納税通知書等をあらためて作成し、郵便局に差し出す。また、平成29年度及び平成30年度において、既に履行し、完成していた納税通知書等について、協議のうえ速やかに廃棄する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本年度の納税通知書は例年どおり4月10日付けで発送することを予定していたが、平成30年4月3日に納税通知書印刷用データの大半に誤りがあることが判明したため、納税通知書を再作成する必要が生じた。
ついては、直ちに正しく印字された納税通知書を作成する必要があるが、約53万通もの納税通知書を作成するには、入札に付する期間を確保することは不可能であり、また、平成30年4月18日までに作成するためには、平成29年度及び平成30年度の「平成30年度当初課税固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書作成等に係る業務委託契約」において作成した印字プログラムやしおり等の原稿などを利用する必要がある。
上記のプログラムや原稿等については、平成29年度及び平成30年度の「平成30年度当初課税固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書作成等に係る業務委託契約」の受託者であるトッパン・フォームズ株式会社のみが有していることから、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成33基準年度固定資産税（土地）評価替えに伴う路線価等付設業務委託（平成30年度）
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
平成30年4月16日
- 4 履行期間
平成30年4月17日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60番地
大和不動産鑑定株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
32,250,960円
- 7 契約内容
固定資産（土地）評価の適正化及び公平化を図るために、不動産鑑定評価等に携わる専門的な立場から見直しを行い、平成33年度評価替えに向けて客観的な基準による適正かつ均衡の取れた路線価を付設する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、平成33年度評価替えに向けて路線価を付設する業務を行うものであり、正確な評価を確保するためには、不動産鑑定士等の専門家が行うことが不可欠である。
また、路線価付設業務については、本市にて利用する路線価評価システムの使用を前提とした事務を運用しなければ、別のシステムの構築や保守などの運用が必要となることや、データの更新やその確認に関する事務が極めて煩雑になり、膨大な作業時間を要することが避けられないことから、当該システムのライセンスを保有し、かつ、他の市町村で使用した実績を有する事業者へ委託する必要がある。
よって、本件業務を遂行できるのは、不動産鑑定士等の専門家を擁し、当該ライセンスを保有し、かつ、政令指定市で当該システムを使用した業務実績を有する同株式会社のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
固定資産税（土地）に係る平成31年度の時点修正に関する業務委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
平成30年7月31日
- 4 履行期間
平成30年8月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区三条通烏丸東入る梅忠町2番地2
公益社団法人京都府不動産鑑定士協会
- 6 契約金額（税込み）
20,464,120円

7 契約内容

地方税法附則第17条の2の規定により総務大臣が定める修正基準に基づき、平成30年1月1日から平成30年7月1日までの6カ月における地価の変動率（以下「時点修正率」という。）を平成31年度土地評価に反映させるため、鑑定による地価変動率の把握及び調整業務並びに帳票の作成等これに付随する業務を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、時点修正率を把握するための鑑定評価を不動産鑑定士に行わせようとするものであり、不動産鑑定に関する高度の専門知識と固定資産税評価に関する知識に精通している者が当たる必要がある。また、時点修正率を把握するためには、本市における土地の価格形成要因を的確に把握する必要があるが、土地の価格形成要因は地域性が強いことから、本市の実情に精通している不動産鑑定士に鑑定評価を実施させる必要がある。

公益社団法人京都府不動産鑑定士協会（以下「鑑定士協会」という。）は、京都府内に勤務箇所を有する不動産鑑定士を正会員とする公益社団法人であり、本市の実情に精通し、本市における土地の価格形成要因を最も的確に把握しており、不動産鑑定士に対する指導・助言及び統括的事務を行うことができる委託先は他に見当たらない。また、契約の相手方は平成9年度以降の本市における時点修正に関する業務を受託しており、信頼すべき実績を有している。

以上のことから、本業務の委託者として、鑑定士協会が、業務、実績ともに優れており、他に同等の業務を行うことができる委託業者がないため、同法人と随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市滞納整理支援システムの環境移行に係る業務委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部収納対策課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月2日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「京都市滞納整理支援システムの環境移行に係る業務委託」コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
89,964,000円
- 7 契約内容
京都市滞納整理支援システムのサーバ・端末等のリース期間の終了に伴い、機器及びソフトウェア等をサポートが確保された最新のバージョンに移行し、情報セキュリティに対して迅速かつ円滑に対応できる環境を整えるために必要な改修作業を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市滞納整理支援システムは、当初の開発業務（平成20年3月10日契約締結）として、総合評価方式による一般競争入札に付した結果、日本電気株式会社を代表とし、NECシステムテクノロジー株式会社（現：NECソリューションイノベータ株式会社）、株式会社シンク、株式会社SCAT、株式会社ビー・エス・エスを含むコンソーシアム（以下「当初コンソーシアム」という。）を受託業者として決定し、開発を実施した。また、第二期分の開発業務（平成20年4月1日契約締結）についても、当初コンソーシアムを受託業者として決定し、開発を実施した。その後の改修業務については、当初コンソーシアムから、大量プログラムの製造のため参加していた株式会社SCAT、株式会社ビー・エス・エスを外したコンソーシアム（以下「現行コンソーシアム」という。）を受託業者として決定し、開発を実施してきた。また、保守運用業務についても、毎年、現行コンソーシアムに委託している。
本件の改修に当たっては、高度な専門技術や知識とともに、不具合が発生した場合でも迅速に解決するための同システムに関する詳細な技術情報が必要であることに加え、日本電気株式会社製のACOS上で稼働する既存の税務オンラインシステムとの新たなデータ連携を行うことから、税務オンラインシステム等の機能を損なうことなく改修を行うためには、ACOSの仕様を熟知してい

る必要がある。よって、ACOSの製造元である日本電気株式会社とともに、当初の開発業務以降、同システムとACOSの改修及び保守に従事するNECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社シンクをメンバーとして構成する現行コンソーシアムと契約を行う必要がある。また、改修業務を委託するに当たっては、その規模等によって、大量プログラムの製造を担当する業者の必要性について、コンソーシアムの構成を適宜確認しているところ、本件の改修に当たっては大量プログラムの製造を伴うことから、株式会社サン・ビジネスコンピュータを現行コンソーシアムのメンバーに加えた「京都市滞納整理支援システムの環境移行に係る業務委託」コンソーシアムと随意契約を行うこととする。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市税収納金に係る領収済通知書等の電子データの作成及び加工等業務
- 2 担当所属名
行財政局市税事務所納税室納税推進担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
愛知県北名古屋市鹿田3962番地2
エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
53,294,553円
- 7 契約内容
 - (1) 市税収納金に係る領収済通知書の内容を収録したデータを作成すること。
 - (2) 前号のデータの内容と同じ収納金を照合すること。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件委託業務は、市税に係る領収済通知書の内容の読み取り及び入力作業を行うことにより当該領収済通知書の内容を収録したデータを作成し、それらの内容と指定金融機関である三菱UFJ銀行で集計される収納金を照合するものである。

公金の収納事務はその事務の性格上、極めて高度な信頼性と安全性が必要であり、市民に与える影響も多大であることから、誤りが許されないばかりか、本市の資金運営上から遅滞することも許されない。本件委託作業における照合作業において不一致が生じた場合の原因究明を遅滞なく行える手法や三菱UFJ銀行に取りまとめられる領収済通知書の速やかで安全な運搬ルートが構築されているのは、同銀行等の出資のもと、自治体の公金収納事務の課題解決等を支援することを目的として設立され、公金収納事務の電算処理化業務のノウハウと実績を持つ、エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市庁舎施設マネジメント計画推進のための構造躯体調査及び技術支援業務委託
- 2 担当所属名
行財政局資産活用推進室
- 3 契約締結日
平成30年6月8日
- 4 履行期間
平成30年6月8日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区安土町1丁目3番5号
株式会社 環境総合テクノス
- 6 契約金額（税込み）
22,572,000円
- 7 契約内容
庁舎施設マネジメント計画推進のための構造躯体調査及び技術支援業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託業務は、構造躯体の調査だけでなく、京都市庁舎施設マネジメント計画の推進のために必要な技術的支援を求めるものであり、専門的な知見やノウハウ、客観的・多角的な視点を基に、公共施設マネジメントの推進に向けた仕組みやルールづくりの構築等といった新たな観点に基づく情報整理・分析までも含んだものであり、業務の性質が価格競争になじまないことから、公募型プロポーザル方式により、最も評価の高かったものを委託業者として選定する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
境界確定及び土地地積更正登記業務の委託元宝が池公園用地)
- 2 担当所属名
行財政局資産活用推進室
- 3 契約締結日
平成30年7月20日
- 4 履行期間
平成30年7月20日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 南育雄
- 6 契約金額（税込み）
7,506,000円
- 7 契約内容
行財政局所管の普通財産（元宝が池公園用地）について、境界確定、土地地積更正登記を行う必要があるため、公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会に業務委託を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件業務は、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり、対象資産の早期の適正な管理及び処分に向け、迅速かつ適正に進める必要がある。
このような業務の目的、性質に照らし、受託者の組織体制、信用、技術力、経験等を総合的に勘案する必要があるほか、本件業務の性格上、以下の技術要件を満たす必要がある。
(1) 本市の「競争入札参加資格者名簿（測量・設計等）」の登録種目のうち「補償・調査その他」に登録されていること。
(2) 本市内に事務所を有すること。
(3) 業務の性質上、表題登記業務までを行う必要があることや、筆界点を現地で確認することが困難であることが多いため、本市において同様の形態の土地の表示登記業務を行っている京都土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士法人又は公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）のいずれかであること。
(4) 当該地については、公図が入り組んでいるほか、境界確定の図面が多数に渡るなど、土地所有者との境界確認に係る業務を迅速かつ正確に実施することが求められるため、緊急時の代替社員の確保や成果品作成に係る社員向けの研修の実施など、迅速かつ適正で確実な業

務遂行に向けた体制を備えていること。

公嘱協会については、土地家屋調査士法第63条の規定により官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行うものによる不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、多数の土地家屋調査士が所属しており、本件のような地積が広大かつ隣接する境界が多数に上る案件においては、同法人のみが緊急時の代替社員の確保等、迅速かつ適正で確実な業務遂行に向けた十分な体制を備えているといえる。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
境界確定及び地積更正登記業務（元植柳小学校跡地等）
- 2 担当所属名
行財政局 資産活用推進室
- 3 契約締結日
平成30年8月14日
- 4 履行期間
平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額（税込み）
3,978,720円
- 7 契約内容
下記委託対象物件の境界確定及び地積更正登記
（1）元植柳小学校
下京区西洞院通花屋町下る西洞院町466番地 他1筆
（2）植松公園
下京区正面通西洞院西入植松町343番 他3筆
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条の規定により官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行うものによる不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人である。また、同協会はこれまでも京都府、府内各地方公共団体及び本市の境界確定業務の委託先として相当の実績を有していることに加え、多数の土地家屋調査士が所属しており、本件のような地積が広大かつ隣接する境界が多数に上る案件においては、同法人のみが緊急時の代替社員の確保等、迅速かつ適正で確実な業務遂行に向けた十分な体制を備えているといえるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大谷池浚渫工事
- 2 担当所属名
行財政局資産活用推進室
- 3 契約締結日
平成30年8月22日
- 4 履行期間
平成30年8月22日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区醍醐合場町10番地1
村井・光地域維持型建設共同企業体
- 6 契約金額（税込み）
37,800,000円
- 7 契約内容
大谷池浚渫工事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
豪雨の影響による土石流のため大谷池（ため池）が完全に埋まり、今後の雨による周辺民家への影響を考慮し、緊急工事を行うこととなったが、本件工事の成果を担保するためには、本市の緊急工事施行実績のある事業者である必要がある。この点、本件依頼事業者は、伏見土木事務所管内における工事のために構成された地域維持型の共同企業体であること、本件区域内における一般の工事实績のみならず、緊急工事实績についても非常に豊富であることから、本件工事の成果を担保するに十分な事業者であると判断し、選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市個人市・府民税課税支援システム等の新元号追加に伴う改修業務委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
平成30年9月25日
- 4 履行期間
平成30年9月25日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市個人市・府民税課税支援システム等の新元号追加に伴う改修業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
日本電気株式会社（コンソーシアム代表企業）
- 6 契約金額（税込み）
5,375,462円
- 7 契約内容
新天皇が即位され、新たな元号が制定されることに対応するため、京都市個人市・府民税課税支援システム等の仕様変更が必要な部分について、システム改修を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市個人市・府民税課税支援システムの保守管理業務は日本電気株式会社とNECソリューションイノベータで構成されるコンソーシアムに委託しており、本システムを習熟している。また、税務オンラインシステムとの連携が必要なため、本市情報化推進室において管理するホストコンピュータの仕様等を理解している必要があり、この条件を満たすのは製造元であるコンソーシアムの構成会社の日本電気株式会社だけであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市個人市・府民税課税支援システム等の税制改正（配偶者控除・配偶者特別控除見直し）に伴う改修業務委託

2 担当所属名

行財政局税務部税制課

3 契約締結日

平成30年9月28日

4 履行期間

平成30年9月28日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市個人市・府民税課税支援システム等の税制改正（配偶者控除・配偶者特別控除見直し）に伴う改修業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
日本電気株式会社（コンソーシアム代表企業）

6 契約金額（税込み）

18,962,856円

7 契約内容

平成29年税制改正に伴い、平成31年度市・府民税から適用される配偶者控除、配偶者特別控除の見直しに対応するため、京都市個人市・府民税課税支援システム等の仕様変更が必要な部分について、システム改修を委託する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市個人市・府民税課税支援システムの保守管理業務は日本電気株式会社とNECソリューションイノベータで構成されるコンソーシアムに委託しており、本システムを習熟している。また、税務オンラインシステムとの連携が必要なため、本市情報化推進室において管理するホストコンピュータの仕様等を理解している必要があり、この条件を満たすのは製造元であるコンソーシアムの構成会社の日本電気株式会社だけであるため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他